## これまでに頂いた主な意見

第6回・第7回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会で委員の皆様方から頂いた主な意見は以下のとおり。

項目	主な意見の内容	
1. 除染関係		
除染後のフォローアップ	・面的除染がおおむね完了し、除染後のフォローアップにフェーズが移りつつある。IAEA や ICRP の考え方を	
等	踏まえつつステークスホルダーと協議をする場を持ちながら、そのようなフェーズに入っていただきたい。 【森委員】	
	・局所対応であるフォローアップ除染は最初の除染に比べ、年間追加被ばく線量の低減効果は限定的なこと	
	が予測され、また半減期が短い核種からの放射線量はもう下がっている。これまでの知見を踏まえ、除染 を合理的・戦略的に進める必要がある。【森委員】	
	・避難指示解除というと、一般市民には全体的に除染されたと勘違いされる可能性がある。実際には、避難	
	指示解除された市町村内にもしいたけの販売が禁止された地域等が別に存在しており、誤解のないように していただきたい。【中杉委員】	
	・放射線量が 0.23 µ Sv/h 以上という汚染状況重点調査地域の指定基準があるが、除染後のフォローアップへ	
	の反映や住民説明の観点から、ガラスバッジ試験等の知見を踏まえた評価が必要ではないか。【森委員】	
	・汚染状況重点調査地域の指定が解除された後、監視測定などどのようにフォローするかが今後の検討課題 である。【中杉委員】	
	・汚染状況重点調査地域の指定と除去土壌等の保管等について制度的に切り離すことについても検討が必要 である。【浅野座長】	
仮置場の適正管理	・仮置場の適正管理について、九州北部の流木災害等を拝見すると、もう一段の想像力が必要である。 【酒井 委員】	
除去土壌の処分方法	・福島県外の除去土壌の処分については、放射線量が当初のレベルより下がってきていることを踏まえた検 討が必要である。【田中委員】	

	・福島県外の除去土壌の処分については、他原子力に係る処分との整合性、福島県内で発生した除去土壌の
	再生利用との関連を考慮しつつ検討する必要がある。【森委員】
	・福島県外、福島県内の除去土壌について、取扱いの基準や考え方については整合性を持たせることが重要
	ではないか。 <mark>【大迫委員】</mark>
項目	主な意見の内容
2. 中間貯蔵関係	
輸送	・輸送に関して意識付けを注力して行ってきたと理解しており、その結果、トラブルがほとんど発生してい
	ないと考えている。ただし、今後は輸送量の増加に伴い様々な方々が関わってくることが予想されるため、
	引き続き意識付けには注力いただきたい。【森委員】
	・輸送の安全について、廃棄物分野で収集運搬に関しては既に莫大な人材・機材が使われている。今回は短
	期間で量が急増するため、人材・機材の確保が必要となる。廃棄物分野では収集運搬業で人材の研修を行っ
	ており、そのような人々に基礎的な放射性物質の研修を行い、人材の確保につなげてはどうか。【田中委員】
	・輸送車両の安全技術の進歩も踏まえたシステムを構築することが重要。【新美委員】
減容・再生利用等	・シーズ型のマネジメントを取り入れているが、シーズ型だと知見が積みあがらないために工程が遅れるこ
	ともあり得る。30年以内という期限を定められた事業なので、ニーズ型のマネジメントを取り入れ、ニー
	ズを踏まえていつまでに何を行い、そのためにどのような技術を選択するか等も考慮する必要があるので
	はないか。両者を組み合わせて、上手く事業を進めていただきたい。【森委員】
	<ul><li>再生利用は今回の中間貯蔵・最終処分の中においてキーとなるものと考えているが、コントロールされて</li></ul>
	おり、それが維持されていることが重要であると思われる。コントロールドリリースのシステムを構築し、
	国民・地域の方々が納得できるものとしていただきたい。【森委員】
	・(最終処分については) 中間貯蔵施設に対する意識と場所選定に対する意識とはレベルが異なる。かなりハ
	ードルが高いと思うのでしっかり戦略を練っていただく必要がある。 <b>【中杉委員</b> 】
	・最終処分の方向性検討に関して、中間目標後の技術の絞り込みに向けて、環境省でも毎年度 10 件程度の小
	規模な技術実証に取り組まれているが、最終処分をどのような性状・濃度で取り扱うかといった技術的な
	部分を検討いただくことが、技術開発・実証に繋がると考えている。双葉町の焼却灰の熱処理施設が稼働
	すると、高濃度の濃縮物も発生してくると考えられるため、フィージブルな最終処分の方法を念頭に置い
i	

	た研究にも力を入れていただきたい。【大迫委員】
中間貯蔵施設の活用	・30年に亘るプログラムなので、技術継承及び深堀を誰がどのように行うのかを整理する必要があるのでは
	ないか。【森委員】
	・中間貯蔵事業は巨大なプログラムであるため、地域にとっても価値があるものにしていただきたい。環境
	系の学生の育成の場、環境系の放射性物質がらみの情報発信を行う拠点などとして活用していただきたい。
	【森委員】
項目	主な意見の内容
3. 汚染廃棄物の処理関係	
3. 汚染廃棄物の処理関係 指定廃棄物	・長期管理施設に関する地元への説明に当たっては、施設の技術基準、保管方法の技術基準等の技術的なと
(311103211113 ) = =100111	・長期管理施設に関する地元への説明に当たっては、施設の技術基準、保管方法の技術基準等の技術的なと ころを十分整理した上で臨むようにしてはどうか。【森委員】

項目	主な意見の内容
4. 横断的事項関係	
情報発信・リスクコミュニ	・汚染源をどうするかということと同時に、被ばく側の対応をどうするか。正しい知識を持ってもらうため
ケーション	の教育、濃度が高いところに入らない・入っても短い時間とするなど、リスクコミュニケーションからの教
	育が必要である。【田中委員】
	・面的除染が完了し、除染後のフォローアップに移る中、地域でお住いの方々の納得感を得ながら除染を収
	束していく大切な時期。三春に福島県環境創造センターもでき、除染から環境回復、今後の環境動態研究
	などの拠点や展示施設も整備された。学校からの見学など徐々に定着していると伺っているが、県、市町
	村自治体とも協力いただいて、住民の方々が事故後の除染を振り返り、これからを考え、多様な関係者と
	意見交換できる時間を作っていただくなど、積極的に検討いただきたい。福島駅近くで福島県と環境省が
	連携して開設しておられる環境再生プラザも、くるまざカフェなどで、県内外の方含めて、新しい暮らし
	を共有する様な時間をつくっておられるが、このような場も積極的に活用し、対話の場を広げるよう願う。
	【崎田委員】

	・国直轄除染対象地域を念頭に、避難指示解除地域で新しい暮らしを考える方、戻られた方などを対象に、
	放射線リスクコミュニケーションを担当する相談員制度を内閣府が設置し、環境省が相談員支援センター
	を運営しておられる。この支援センターはいわき市に設置され、自治体や相談員を対象に研修や支援を実
	施しておられるが、このような仕組みとも積極的に連携し、除染の収束する時期の地域の方々を積極的に
	支えていただきたい。【崎田委員】
	・情報をこれからどう出していくかが大事である。大気汚染防止法の改正を行った時、常時監視の適用とす
	ることになっていると思うが、頻度があるわけではないので、情報の発信が重要なポイントである。【大塚
	委員】
	・30年以内の福島県外最終処分では期限を区切っていることと県外という制約があり、指定廃棄物では発生
	した都道府県内で処理という制約があるが、これらについて地元住民、自治体、学会、NPO 法人などで自由
	に議論できる環境を醸成することが必要である。【田中委員】
経験の継承	・原子力発電所の防災減災や住民の避難計画などの一次対応はテーマとして出ているが、実際に環境汚染が
	あった時にどうするのかということに関しては手がついていないため、そこをどう備えるか議論されて然
	るべきだと思う。【森委員】
	・自治体の行政対応組織に関して、フェーズが変わると人も変わる。長期的に市町村の対応力を維持してい
	くための人的体制の支援は国や県の仕事ではないか。【大迫委員】